

## 丸紅新電力 節電プログラム 利用規約

### 第1条（適用）

「丸紅新電力 節電プログラム利用規約」（以下、「本規約」といいます。）は、丸紅新電力株式会社（以下、「当社」といいます。）が開催する丸紅新電力 節電プログラム（以下、「本プログラム」といいます。）に関する取扱いを定めたものです。

### 第2条（定義）

当社の電気需給約款に定義される用語は、本規約（別紙を含み、以下同じ。）においても同様の意味で使用します。

### 第3条（適用手続き・適用条件等）

- 本約款は、「本プログラム」にご参加いただいたお客さまに適用されます。
- 「本プログラム」への申し込みを新規に希望されるお客さまにつきましては、以下当社専用ホームページ（<https://denki.marubeni.co.jp/biz/cp/dr-2024/>）より、参加申し込みをすることができます。当社は、お客さまが以下に定める全ての条件を満たしていると判断した場合、お客さまの本プログラムへの参加を承諾するものとします。
  - 当社との電気需給契約が締結されていること。
  - 以下の事項に該当しないこと。
    - 需給契約の契約名義（本プログラムのお申込者さまを含む）が国または独立行政法人のお客さま
    - 臨時電力・自家発補給電力・深夜電力・融雪用電力・部分供給を契約中のお客さま
    - 需要地点のご使用が、節電を実施することが困難な用途（太陽光発電設備用のパワーコンディショナの電源需要等）であるお客さま
  - 需要地点に通信機能を有したスマートメーターが設置されていること。
- 当社は、申込みの申請者に以下の事由があると判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
  - 申込に際して虚偽の事項を届け出た場合
  - 本規約に違反している者または違反したことがある者からの申請の場合
  - その他、当社が適切でないと判断した場合
- 当社は、2023年7月1日以前に、当社の節電プログラムにご参加いただいた法人のお客さまにつきましては、別紙2に定めるご辞退のお申し出がない限り、「本プログラム」に参加頂いたものとして取り扱います。
- 前項に基づき本プログラムに参加したお客さまは、当社に対して本プログラムへの参加

辞退のお申出をいただくことにより、本プログラムへの参加を終了することができます。

6. 「本プログラム」にご参加いただいた法人のお客さまが、本プログラムの対象に需要地点を追加で希望される場合は、以下当社専用ホームページ ([https://www.\\*\\*\\*](https://www.***)) より、追加申し込みをすることができます。
7. 「本プログラム」は、当社とお客さまとの間の電気需給契約を前提としたプログラムであり、当社とお客さまとの間の電力需給契約が終了した場合、お客さまの本プログラムの参加も終了するものとします。

#### 第4条（達成特典の付与）

1. 当社は、当社による節電の要請（以下、「節電要請」といい、節電要請の対象時間帯を「節電対象時間帯」と、節電対象時間帯を含む日を「節電実施日」といいます。）に基づき、節電対象時間帯において節電を実施いただいたお客さまに対し、別紙1の仕様書（以下、「仕様書」といいます。）に定める方法で算出された節電量に応じた特典（以下、「達成特典」といいます。）を付与します。
2. 達成特典は、当社が節電実施日を含む月の翌々月以降に、当社が電気需給契約に基づきお客さまに対して請求する電気料金から達成特典相当額を値引きすることで付与します。ただし、値引き後の電気料金は、0円を下回らないものとし、当該値引き後においても残存する達成特典相当額が存在する場合には、当該値引実施月の翌月以降の電気料金で値引きします。
3. 当社がお客さまに対して特典を付与する以前に当社との需給契約が終了または解除された場合、達成特典付与の対象外とします。

#### 第5条（本プログラムの期間）

本プログラムは、2024年4月1日から行われるものとします。ただし、第7条に定めるとおり、当社が本プログラムの中断および停止を行う場合があります。

#### 第6条（禁止事項）

お客さまは、本プログラムに参加するにあたり、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 当社または第三者のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (4) 当社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (5) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為

- (6) 当社のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (7) その他、当社が不適切と判断する行為

#### 第7条（本プログラムの停止等）

1. 当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、お客さまに事前に通知することなく、本プログラムの全部または一部の要請を停止または中断することができるものとします。
  - (1) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力が生じた場合
  - (2) 当社が本プログラムに関して利用するコンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
  - (3) 本プログラムの対象となっている需要地点に関して、対象プランに係る当社との電気需給契約が終了または解除された場合
  - (4) その他、当社が本プログラムの実施、継続が困難であると判断した場合
2. 当社は、本条に基づき当社が行った本プログラムの停止または中断により、お客さままたは第三者が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

#### 第8条（適用制限および登録抹消）

1. 当社は、以下の場合には、事前の通知なく、お客さまに対して、本プログラムの全部もしくは一部を制限し、またはお客さまとしての本プログラム参加登録を抹消することができるものとします。
  - (1) お客さまが本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - (2) お客さまの申込事項に虚偽の事実があることが判明した場合
  - (3) その他、当社がお客さまによる本プログラムへの参加が適当でないと判断した場合
2. 当社は、本条に基づき当社が実施した本プログラムの制限またはお客さまとしての本プログラムの登録の抹消により、お客さままたは第三者が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

#### 第9条（取得情報の利用）

1. 当社は、以下に定める取得情報その他本プログラムに関連して取得したお客さまの情報を次に定める目的で利用します。また、当社は以下の目的に限り、第三者へ情報提供を行う場合があります。お客さまにはこれを承諾していただきます。

[取得情報]

ご利用者氏名/電話番号/電子メールアドレス/住所/契約番号/供給地点/特定番号/  
電力使用量/法人名/法人番号/業種

## [目的]

- (1) 本プログラムに関連した将来的な国または自治体の補助金申請のため
  - (2) サービス品質改善、対応サービス向上のための分析、その他各種分析・調査の実施のため
2. 当社が取得した情報に個人情報が含まれている場合、当該個人情報は、当社が別に定める「個人情報保護方針」に従って取り扱います。
  3. 当社は、利用データを統計的なデータに加工したうえで、新サービスの開発、マーケティング活動を目的とした、統計・分析をするため利用することがあります。

## 第10条（免責事項）

1. 当社は、本プログラムについて、お客さまの特定の目的への適合性ならびに本プログラムの結果の完全性、有用性、的確性、信頼性、および即時性等について何ら保証するものではなく、お客さままたは第三者に損害が生じたとしても、その一切の責任を負いません。
2. 当社は、本プログラムに関して、お客さまと他のお客さままたは第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について、その一切の責任を負いません。
3. 当社は、本プログラムに基づきお客様が実施する節電に関して、お客さままたは第三者に不利益または損害が生じたとしても、その一切の責任を負いません。

## 第11条（サービス内容の変更等）

当社は、本プログラムの内容変更または本プログラムに基づく節電要請を中止する場合、あらかじめその内容および変更または中止日を電子メールその他の当社が適切と判断する方法（以下、「当社が適切と判断する方法」といいます。）によりお客さまに通知するものとし、当該通知をもって本プログラムの内容変更、または本プログラムに基づく節電要請を中止できるものとし、当社に、これによってお客さまに生じた損害について、その一切の責任を負いません。

## 第12条（本規約の変更）

民法第548条の4に基づき、当社は、本規約の変更が必要と判断した場合には、あらかじめ変更後の内容、変更日を当社が適切と判断する方法によりお客さまに通知するものとし、当該通知に定める変更日をもって本規約は変更されるものとし、

## 第13条（通知または連絡）

本プログラムに基づく節電要請に関する、お客さまと当社間の通知または連絡は、仕様書に定める方法によって行うものとし、

#### 第 14 条（権利義務の譲渡の禁止）

お客さまは、本プログラムに関する法律上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

#### 第 15 条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本プログラムに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 16 条（注意事項）

1. 本プログラムの適用および達成特典の付与は、当社との電気需給契約が継続されている事が条件となります。当社がお客さまに対して特典を付与する以前に当社との需給契約が終了または解除された場合、本プログラムへの参加も終了し、達成特典付与の対象外とします。
2. 本プログラム期間中に用いる 30 分値の使用量は、一般送配電事業者から連携される 30 分電力量を用います。30 分電力量は後日訂正されることがありますが、当社は、原則、遡っての訂正はいたしません。
3. 本プログラム実施中に、同様または類似のキャンペーンを行う場合があります。同キャンペーンは、国または自治体の補助金を活用する場合がありますが、その取り扱いについては、活用の是非も含めて後日ご案内予定です。
4. 本プログラムは予告なく変更または終了する場合があります。
5. お客さまの活動に支障をきたさない範囲で、当社よりの節電要請に応じていただきたく、お願いいたします。

丸紅新電力 節電プログラム  
仕様書

1. 丸紅新電力 節電プログラム実施および節電要請

お客さまに対する節電要請は、原則として電子メールによって通知いたします。当該通知内容に従い、お客さまは、可能な範囲で、対象となる需要地点において節電を実施するものとします。

2. 本規約第4条第1項に定めるリベート額（達成特典）について

(1) リベート額（達成特典）の計算方法は以下のとおりとします。

① 計算方法

達成特典＝月間節電量(\*)×リベート単価

\*：月間節電量は、当月節電対象時間帯のベースライン電力量の合計から、当月節電対象時間帯の使用電力量の合計を引いたものとし、当月1日から当月末日までの間の節電量を月間節電量とします。

なお、計算にあたって小数点以下は切り捨てとします。

② 節電における特記事項

節電の各実施単位(\*1)において、使用電力量がベースライン電力量を上回った場合、節電量はゼロとします。

\*1：1単位あたり30分とします。

(2) 電力需給ひっ迫注意報／警報が発令され、当社よりお客さまに節電の要請をした場合や当社の判断により、日本卸電力取引所などの市場価格を考慮して、節電要請する場合がございます。リベート単価につきましては、お客様へ都度通知いたします。

3. ベースライン電力量について

前項のベースライン電力量は以下の手順により算定します。

(1) 節電実施日が平日の場合

① 次に掲げる需要データの30分単位の使用電力量の平均値を算出する。

節電実施日の直近5日間（節電実施日当日を含まない。）のうち、節電実施時間帯の平均使用電力量の多い4日間の需要データ。

なお、直近5日間において、節電実施時間帯の平均使用電力量の最小日が複数ある場合は、節電実施日から最も遠い1日を除き、残りの4日間を採用す

る。

ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近5日間から除外するものとする。その際、当該母数が5日間となるよう、節電実施日から過去30日以内（平日および土曜日・日曜日・祝日）で更に日を遡るものとする\*。

\*母数となる使用電力量に関するデータが4日分しかない場合には、当該4日間の平均値を①で算出された値とするものとする。また、4日分に満たない場合には、4日間となるよう、節電実施日から過去30日以内の節電実施日のうち、節電実施時間帯の平均使用電力量が最も大きい日を算出対象に加え、当該4日間の平均値を①で算出された値とするものとする。

- ・土曜日・日曜日・祝日
- ・過去の節電実施日
- ・節電実施時間帯における平均使用電力量の平均値が、直近5日間の節電実施時間帯における需要量の総平均値の25%未満の場合は当該日

- ② 節電実施時間の5時間前から2時間前までの30分単位の6コマについて、「節電実施日当日の平均使用電力量－上記①の算出方法により算出された値」の平均値を算出します。
- ③ 上記①で算出された値における節電実施時間帯の30分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算したものをベースライン電力量とします。

## (2) 節電実施日が土曜日・日曜日・祝日の場合

- ① 次に掲げる需要データの30分単位のコマ毎の平均値を算出する。

節電実施日の直近3日間（節電実施日当日を含まない。）のうち、節電実施時間帯の平均使用電力量の多い2日間の需要データ。

なお、直近3日間において、節電実施時間帯の平均使用電力量の最小日が複数ある場合は、節電実施日から最も遠い1日を除き、残りの2日間を採用する。

ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近3日間から除外するものとする。その際、当該母数が3日間となるよう、節電実施日から過去30日以内（平日および土曜日・日曜日・祝日）で更に日を遡るものとする\*。

\*母数となる使用電力量に関するデータが2日分しかない場合には、当該2日間の平均値を①で算出された値とするものとする。また、2日分に満たない場合には、2日間となるよう、節電実施日から過去30日以内の節電実施日の

うち、節電実施時間帯の平均使用電力量が最も大きい日を算出対象に加え、当該2日間の平均値を①で算出された値とするものとする。

- ・ 平日
- ・ 過去の節電実施日
- ・ 節電実施時間帯における使用電力量の平均値が、直近3日間の節電実施時間帯における使用電力量の総平均値の25%未満の場合は当該日

- ② 節電実施時間の5時間前から2時間前までの30分単位の各コマについて、「節電実施日当日の使用電力量－上記①の算出方法により算出された値」の平均値を算出する。
- ③ 上記①で算出された値における節電実施時間帯の30分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算したものを、ベースライン電力量とする。

以上



丸紅新電力 節電プログラム  
辞退申出方法

「丸紅新電力 節電プログラム 辞退申出方法」は、2023年7月1日以前に当社の節電プログラムに参加いただいたお客さまが、本プログラムへの参加を希望しない場合に提出いただく届出のご案内となります。

提出は電子メールで行っていただくものとし、当社からの受領確認通知をもって、辞退が成立するものとします。

宛先：[setuden@denki.marubeni.co.jp](mailto:setuden@denki.marubeni.co.jp)

件名：丸紅新電力 節電プログラム 辞退申出届

電子メール本文に、以下をご記入ください。

お客さま番号、会社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス、本社所在地、法人番号、供給地点特定番号、需給地点名称、需要地点住所

なお、複数需要地点で当社と電気需給契約をご契約いただいているお客さまは、「節電プログラム」の節電要請の対象であった需要地点のうち、いずれの需要地点について、本プログラムへの参加を希望しないのかを明記ください。

以上